

会津若松市議会基本条例

会津若松市議会や構成員である議員が活動していくに当たって根幹となるものとして制定された条例(平成20年6月23日施行)です。

全体の構成 議会として**議決責任(第8条)**や、**説明責任(第5条第1項)**を果たす必要があり、そのためには、**議員間討議(第12条)**を実施し、議員同士で議論を深める必要があります。**市民との意見交換会**などで問題を発見(第5条第5～7項)し、**課題を設定(広報広聴委員会(第6条))**した上で、**問題分析(予算決算委員会における政策研究)**が重要である、という構成となっています。

特徴1 「市民参加」を基軸としている

議会基本条例 前文

会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

議会の活動原則(第2条)

市民に開かれた議会を目指し、市民の多様な意見を把握し、市民参加の機会の拡充に努めるなど、市民参加を基軸として活動しています。

特徴2 議決責任(第8条)と説明責任(第5条第1項)を条文に明記

議決責任と説明責任の明確化(第8条)

第8条に議決責任を規定しています。また、第5条第1項に市民に対しての説明責任を規定しています。

議員間討議(第12条)

議会の活動原則としての議員間討議や、審議結果である議決の主体が議員ではなく「議会」であることから、本会義や委員会における議案審議・審査の議事手続きの1つとしての議員間討議の位置付けを規定しています。

議決責任を果たすために「議員間討議」を重要視しています



特徴3 「政策サイクル」の主要な3つのツール

①市民との意見交換会：意見聴取(政策サイクルの起点)

市民の皆さんに議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うために開催します。

②広報広聴委員会：意見整理～問題発見～課題設定

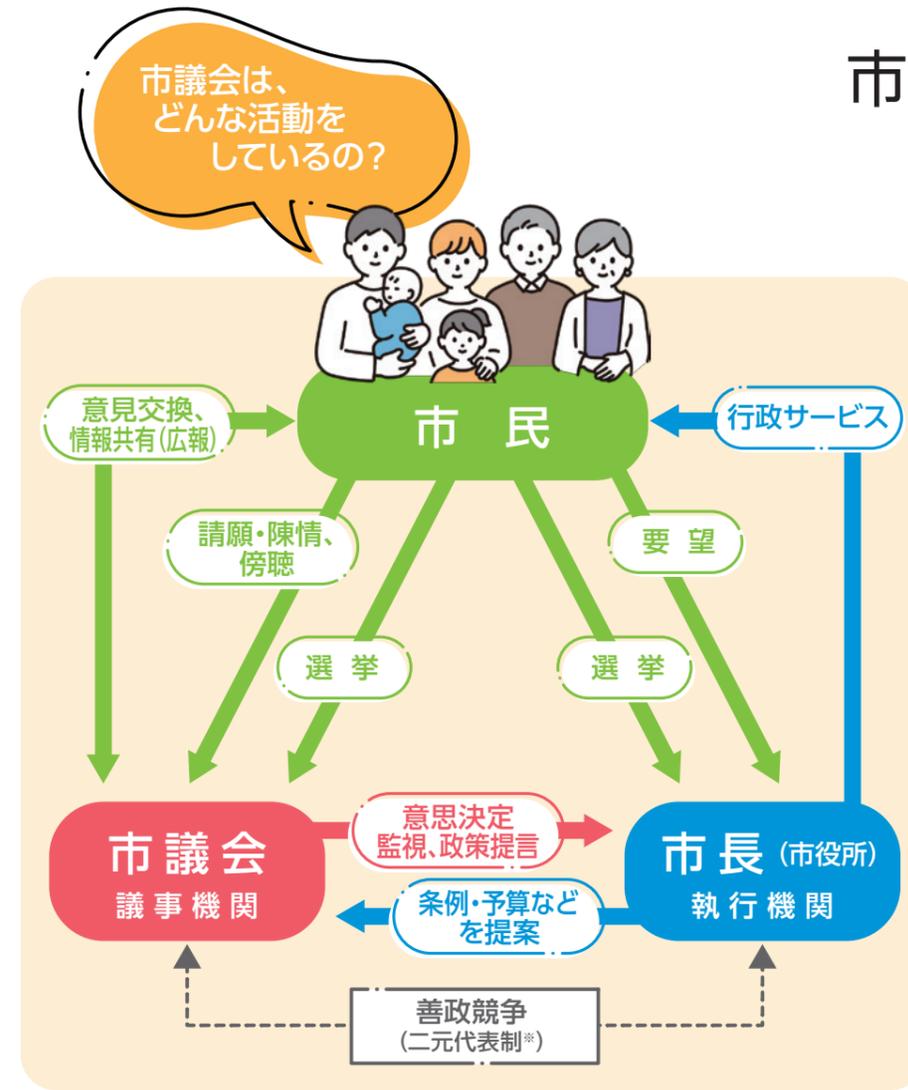
広報広聴機能の充実のため、議会基本条例において広報広聴委員会の設置を規定しています。

③予算決算委員会における政策研究：政策研究から政策立案

市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、政策立案、政策提案及び政策提言を推進しています。

市議会の役割

会津若松市議会では、選挙で選ばれた議員が集まり、会津若松市をよりよいまちにしていくために、市の様々なことを話し合っています。会津若松市の条例や予算などを決定する市議会と、施策を実施する市長(執行機関)は、互いを補い合い、住民福祉の向上を目指しています。



議会の主な役割

決める(議決権)

議決とは、条例や予算など市の重要な事決定することです。市民の皆さんの代表として話し合い、市の意思を決定する議会の基本的かつ大切な役割です。

議会は、条例の制定・改正・廃止、予算の決定や決算の認定、一定の金額以上の契約の締結などを議決します。

チェックする(検査権・調査権・監査の請求権)

市の仕事が市民のために正しく行われているか業務の状況を確認しています。

その他の議会の権限…選挙権、自律権、同意権、承認権、報告の受理権 ほか

要望を受ける

市民などから提出された請願や陳情を受理し、委員会や本会議で審議します。

意見書を出す(意見書提出権)

会津若松市をよりよくするために必要なことを、国や県などの関係機関に要望するため、市議会の考えをまとめて意見書として提出します。

提言や政策立案

市議会が自ら政策などを市に提言しています。

※二元代表制…地方自治の制度は、首長(市長)と地方議会(市議会議員)という2種類の代表を住民(市民)が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。